



情報(第 139 号)



令和 3 年 10 月 29 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

山葵：葉が欠けているなど今年是不作（岩国市錦町の秘境 令和 3 年 10 月 24 日）

標準報酬月額 その他の改定

前号までは、標準報酬月額の資格取得時決定、定時決定、随時改定と順を追って解説しました。今号では、「産前産後休業終了時」及び「育児休業終了時」の改定について紹介します。



1 産前産後休業終了時の標準報酬月額改定

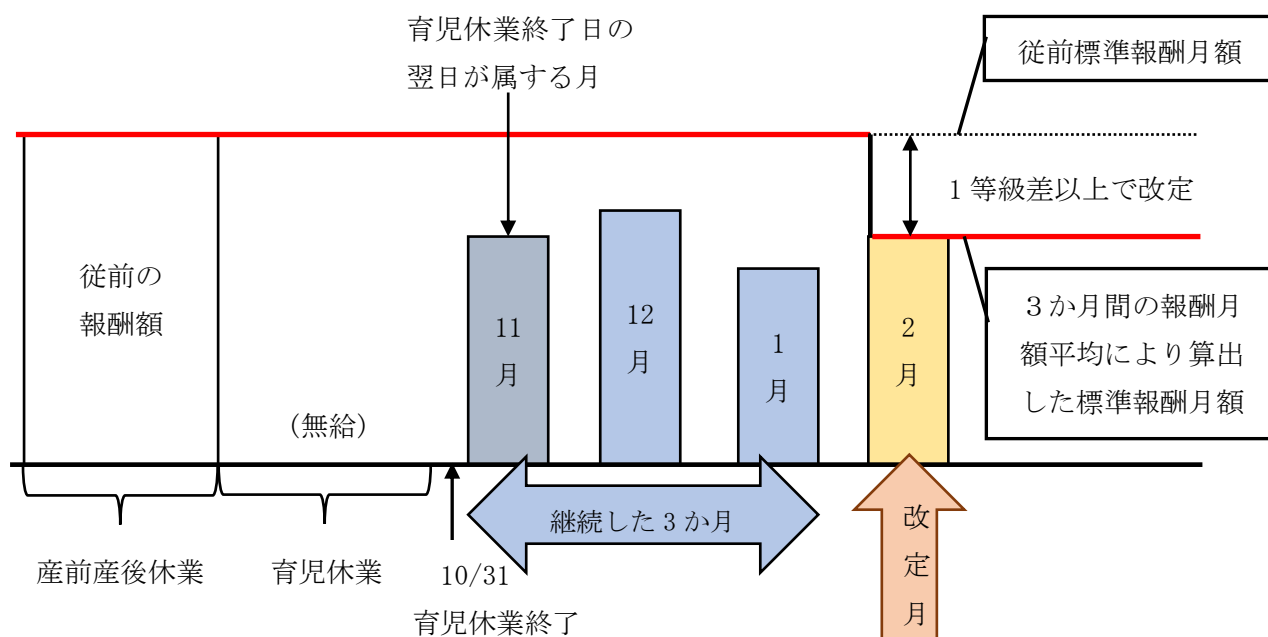
産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、次の条件を満たす場合に、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後 3 か月間に受けた報酬の平均額に基づき、4 か月目の標準報酬月額から改定することができます。産前産後休業が終了し、職場復帰後の勤務形態が、短時間勤務や部分休業等により報酬が低下した場合が想定されます。

- (1) これまでの標準報酬月額と改定後の標準報酬月額との間に 1 等級以上の差が生じること(通常は 2 等級以上)。
- (2) 産前産後休業終了日の翌日が属する月以後 3 か月のうち、少なくとも 1 か月における支払基礎日数が 17 日以上であること。

ただし、産前産後休業終了日の翌日に引き続き育児休業を開始している場合は対象とならず、育児休業終了時改定をします。

2 育児休業終了時の標準報酬月額改定

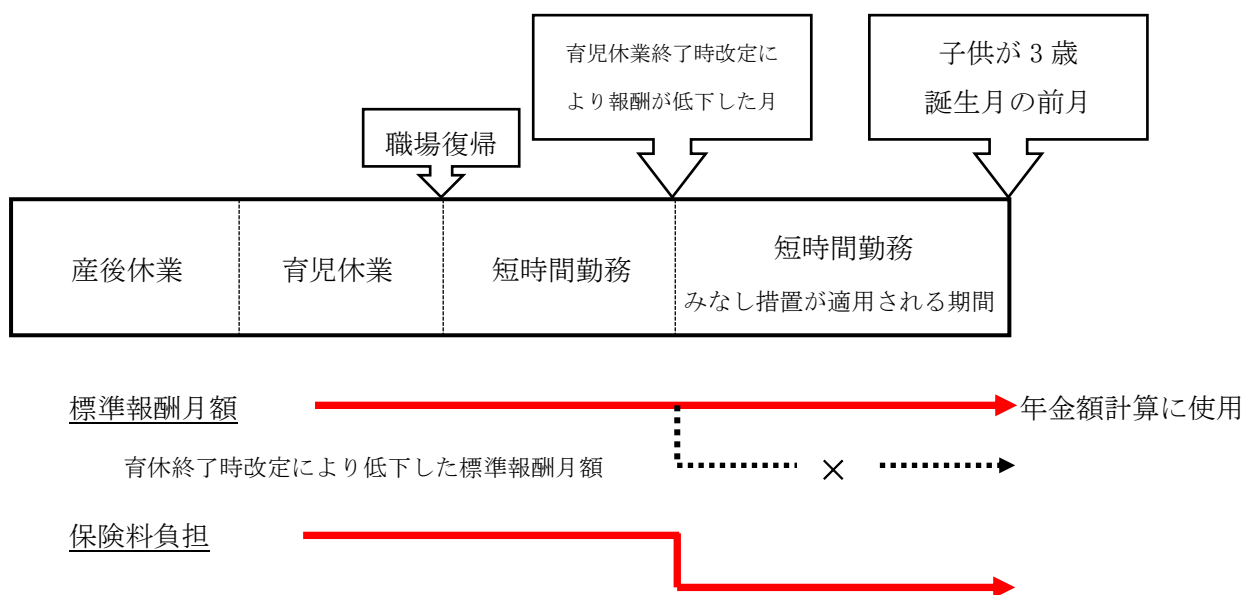
育児休業等終了日に 3 歳未満の子を養育している被保険者は、標準報酬月額の改定が行われます(改定の基本的なしくみは前述の産前産後終了時改定と同じです)(下図)。



3 養育期間の従前標準報酬月額みなし措置

次世代育成支援の拡充を目的として、子どもが3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下した場合、子どもを養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる措置です。

養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないよう、被保険者の申出に基づいて、従前の標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を算出します。一方、保険料は、実際の低い標準報酬月額により負担します(下図)。



4 健康保険・厚生年金保険の保険料免除

(1) 産前産後休業期間中の保険料免除

事業主からの申出により、産前産後休業期間中の保険料は、休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月まで、被保険者・事業主分とも徴収されません。これは、産前産後休業期間中の給与が有給・無給であることを問いません。この免除期間は、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

(2) 育児休業期間中の保険料免除

(1)と同じく、育児休業期間中においても保険料の免除があります。保険料が徴収されない期間は、育児休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月までです。

5 子育て世代応援

これら制度は、要するに子育て世代を事業主と全被保険者とで応援するものとなっています。

当法人では社会保険事務手続き等の代行(電子申請)を行っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0567
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: https://ginza-syaroushi.com/